

一 制定・改廃の概要一

条例・規則名 火災予防施行規程の一部改正

自動通報等の承認に関する規程の一部改正

代理通報事業者の認定等に関する規程の一部改正

公布年月日・番号 令和 7 年 8 月 2 1 日・東京消防庁告示 4 号

令和 7 年 8 月 2 1 日・東京消防庁告示 5 号

令和 7 年 8 月 2 1 日・東京消防庁告示 6 号

1 概要

(1) 改正理由

東京消防庁においては、東京都デジタルファースト条例（平成 1 6 年東京都条例第 1 4 7 号）に基づき、電子申請の受付業務を令和 4 年 2 月に開始し、運用しているところです。

電子申請では、都民が同一内容の書面等を複数部提出する申請等については、同条 例施行規則（令和 2 年東京都規則第 1 4 6 号）第 4 条第 4 項により、1 通申請することで副本等も併せて申請した扱いとなっています。

このことから、電子申請と書面等による申請等における整合性を図るため、窓口等で届出を行う場合において、火災予防条例施行規則等が改正され、正本のみの届出が可能となるものです。

(2) 改正内容

火災予防条例施行規則等が改正され、対象となる手続において副本等の提出が廃止されます。

2 施行日

令和 7 年 1 0 月 1 日